

異議申出書（写）

- ・ 2026年度島根県最低賃金の改正決定に対する異議申出

島根県医療労働組合連合会

- ・ 2026年度島根県最低賃金改正決定に対する異議申出

島根県労働組合総連合（しまね労連）

- ・ 2026年度島根地方最低賃金に対する異議申出

島根県自治体労働組合総連合（しまね自治労連）



2026 年 8 月 19 日

島根労働局長
中村 昭彦様



島根県医療労働組合連合会

執行委員長 松岡弥生

住所 〒690-0002

島根県松江市大正町 442-6

今岡ビル 3F

電話番号 0852-26-0910

2026 年度島根県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8 月 14 日、島根地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を 59 円引き上げ、1092 円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護・福祉分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から 2024 年度から賃上げ支援策を実施し、2025 年度には補正予算内で処遇改善策、2026 年度には 30 年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いました。が、すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。他産業では 3 期連続で 5% 台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、物価高の影響が日々の暮らしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であります。つきましては、今年度の島根県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、時給 1700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では憲法 25 条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」は維持できなくなっています。
2. 私たちの組織する医療・介護・福祉労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために日々奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である労働者は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1700 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以 上



2026 年 8 月 28 日

島根労働局長
中村 昭彦 様



島根県労働組合総連合
議長 猪俣 邦顕
松江市母衣町 55-2 島根県教育会館 2 階



2026 年度島根地方最低賃金改正決定に対する異議申出

島根地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会が示した目安額 56 円を 3 円上回る 59 円の引き上げとし、最低賃金を時給 1,092 円と答申しました。答申された額について、格差是正に向けたものであり、人材の確保や地域経済の活性化につながるものと受け止めています。厳しい情勢の中で、審議会の皆様のご尽力に対し心よりお礼申し上げます。

2026 春闘では、中東情勢を反映し、島根県内の賃上げは低く抑えられました。県民生活は、賃金の伸び悩みと度重なる物価高騰とのダブルパンチで苦しさを増しています。

島根県労働組合総連合(以下しまね労連)は、「8 時間働けば普通の暮らしが出来る賃金」をめざしています。そのためには時給 1,700 円以上と全国一律賃金制度が必要であり、更なる引き上げを求めるものです。

しまね労連は「島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、標記の通り異議を申し出、改めてこの度の答申を大幅に改善されるよう求めます。また貴職からも政府に対し「全国一律最低賃金制度」を創設し、賃金のナショナルミニマムを確立させるよう働きかけを求めます。

島根地方最低賃金審議会が最低賃金の大幅引き上げによって、憲法 25 条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具現する最低賃金法の目的をはたされるよう心より期待します。

【 理由 】

1. 高騰する物価からいのちと暮らしを守るためにも大幅な引き上げは必要

2026 年 6 月の毎月勤労統計調査(従業員 5 人以上)によると、物価変動を加味した実質賃金は前年同月比 1.6%増で、6 カ月連続で増加となっていますが、現金給与総額の実質賃金指数は 79.1 で物価上昇に追いついていない状況が続いています。

島根県が発表した 2020 年を基準とした松江市消費者物価指数の 2026 年 6 月分をみると、食料品が 28%以上の上昇となっています。生活関連物品の価格は今後も多くの品目で値上げが予定されています。

日本の雇用労働者の約 3 割は非正規雇用で、最低賃金はこうした弱い立場の労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。貴審議会が示された引上げ額 59 円では到底賄うことはできません。不安定雇用労働者の賃金底上げのため、さらなる増額を求めます。

2. 「人間らしい文化的な生活」(憲法 25 条生存権) には、ただちに 1,700 円以上が必要
しまね労連が加盟する全国労働組合総連合(以下全労連)が行った最低生計費調査では、
憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも時給 1,700
円以上必要であることが明らかになっています。

実質賃金指数の国際比較では、1997 年を 100 とすると、日本は 89.4 と先進国で唯一下
回っています。韓国は 152.0 に達しており、日本との格差は広がっています。

3. 最賃引き上げのために中小企業支援策の抜本的な拡充は不可欠

最低賃金の大幅な引き上げには、中小企業支援策が欠かせません。日本商工会議所や日
弁連貧困問題対策本部が行った調査によると、中小企業からは社会保険料の軽減や賃金引
き上げ部分への直接支援、業務改善助成金の拡充・要件緩和が要望されており、最賃引き
上げのための抜本的な支援拡充が必要です。

4. 最低賃金 1,700 円への引き上げは地域経済と日本経済再生の大きな一歩

一般社団法人労働運動総合研究所の発表した「最低賃金が全国一律 1,500 円になったら
生活はどう変化し、経済はどう変わるか」(2023) では、賃金上昇によって購買量の増大
と税収増による経済効果が大きいとの報告が出されています。

全労連が行った全国生計費試算調査でも、全国どこでも 1,800 円~1,900 円が必要との
結果が出されています。県民所得が増えれば、必ず消費に回り、税収確保にも寄与しま
す。最低賃金の引き上げが、日本経済、地域経済再生の大きな一歩になります。

以上のことから、しまね労連は、貴職に対し、あらためて地方最賃の大幅引き上げを求め
ます。そして、貴職からも国民生活の最低保障の基軸となる「全国一律最低賃金制度」の確
立と、中小企業への支援策を拡充するよう政府への働きかけを強く求めます。

以 上



2026年8月28日

島根労働局長 中村 昭彦 様

島根県自治体労働組合総連合 (しまね自治労連)

執行委員長 塩冶 隆彦

(松江市母衣町55-2 島根県教育会館2階)

2026年度島根地方最低賃金に対する異議申出

日頃から労働者の生命と暮らしを守り、安心して働き続けられる職場づくりのために尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年8月14日付け島根労働局一般公示第48号にて公示された島根地方最低賃金審議会の意見につきましては、物価高が続き労働者の生活が苦しくなっていること、春闘において一定の賃上げが勝ち取られたこと等の労働者側の状況、一方、中東情勢の不安定化等で企業経営に厳しさが増していること等の使用者側の状況を背景に、昨年にも増して労働者、使用者、公益それぞれの立場から真摯な議論がなされた結果であると推察いたします。

しかし、時間額1,092円という内容は、目安額を上回る引上げではあったものの、最低賃金法に定める「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」との目的には十分沿えないものと言わざるを得ません。また、労働者の生活と経済に多大な地域間格差が生まれ、時給の高い都市部に労働者が偏在するなど人口の一極集中や地域経済の疲弊すら招いている地域別最低賃金制度の現状を改善するものにもなっていません。

事前の意見申出において、全国一律の最低賃金制度の創設を求めることと最低賃金の時間額を直ちに1,500円とすることを求めておりましたが、今回の意見内容は私たちの求めている水準にはほど遠く、下記の理由から再検討を要すると考えます。

なお、審議会において、「社会保険料負担の軽減に限定することなく、助成、税制その他の方法を含め、これと同等の効果を有する直接的かつ実効性のある負担軽減策を講ずること」を始めとする多項目にわたる附帯決議が採択されたことを歓迎します。事前の意見申出でも述べたとおり、賃上げをめぐる中小企業・小規模事業者への直接支援が不可欠です。貴職及び島根地方最低賃金審議会におかれましては、地方と都市部の賃金格差を解消するための抜本的な中小企業・小規模事業者支援施策の実施について、強力に政府に働きかけられるよう、この機会に改めて要請します。

記

1. 地域間格差を埋める大幅な引上げが必要

「令和8年賃金改定状況調査結果」によれば、2026（令和8）年6月の1時間当たり賃金額のAランクとBランクの差は、「一般パート計」で202円、「パート」でも135円となっています。1ヶ月月平均法定時間数で換算すると、月額で35,107円、23,463円もの違いとなります。しかし、昨年6月の賃金の差と比較すると差は縮まっています。この間の最低賃金の伸びが下位ランクの賃金の底上げにつながり、格差の縮小につながっているものと推察します。

最低賃金の引き上げが賃金の底上げにつながり、地域間格差を縮小することを考えれば、今回の59円の引き上げは不十分であり、数百円レベルの大幅な引上げが必要と考えます。

2. 全国一律最低賃金制度の実現は急務

地方から都市部への人口流出、東京一極集中が止まりません。人口の社会増減と最低賃金額には強い関係性が見られます（全労連調べ）。「同じ働くのであれば賃金が高いほうがよい」という単純な話ではなく、「地方では（自立して）暮らせない」から出て行くしかないという深刻な状況なのではないでしょうか。

「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法ではありますが、そのための賃金水準が判断できる信頼性の高い生計費調査を政府は行っていません。詳細で正確な生計費調査データに基づいて、全国どの地域でも自立して暮らせる最低賃金を全国一律で保証する。そのような全国一律最低賃金制度があれば、企業の支払い能力により現実の地域ごとの賃金水準に差があったとしても、価値観が多様化する現代、地方で暮らすことを選択する若者は増えると考えます。

もちろん、この制度の実現に当たっても、中小零細企業への社会保険料負担軽減を始めとする支援が不可欠であると考えます。

特定最低賃金申出状況一覧表

令和8年8月31日現在

島根地方最低賃金審議会事務局（島根労働局）

産業別最低賃金 件名	①労働協約 の適用を受 ける労働者 又は合意労 働者数	②左の労 働者を使 用する使 用者数	令和3年経済センサス 活動調査による労使数		比率 ①÷③ (%)	労働協約 で定める 最低賃金 のうち最 も低い額	備 考
			③ 労働者数	④ 使用者数			
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	2,977	8	3,194	16	93.2		公正競争ケース (機関決定 8)
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用 機械器具製造業	997	10	2,914	107	34.2		公正競争ケース (機関決定 10)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業	6,855	5	7,938	70	86.4	1時間 1,177円	公正競争ケース (協約2、労使協定2、機関 決定1)
自動車・同附属品製造業	1,114	7	1,829	27	60.9	1時間 1,169円	公正競争ケース (協約4、機関決定3)
自動車（新車）小売業	1,139	8	2,086	203	54.6	1時間 1,105円	労働協約ケース (協約5)
総合スーパーマーケット、ホームセンター	1,217	9	3,114	64	39.1	1時間 1,080円	公正競争ケース (協約4、機関決定3)

(注) 特定最低賃金申出状況一覧表における適用労働者数③及び適用使用者数④については、令和8年7月の島根地方最低賃金審議会の資料の数値。

特定最低賃金の決定等にかかる各申出書、
労働者数及び各特定最低賃金改正申出にあ
たっての疎明資料

- (1) 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- (2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製
造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業
- (4) 自動車・同附属品製造業
- (5) 自動車（新車）小売業
- (6) 総合スーパーマーケット、ホームセンター

令和8年7月 6 日

島根労働局長
中村 昭彦 殿



島根県安来市亀島町6-3-1
電機連合山陰地方協議会
プロテリアル労働組合安来支部
支部長 松本 均

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2,977名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の内容

- (1) 上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- (2) 上記2の最低賃金の適用労働者から除くこととされている「選別、検数、結束又は包装の業務」および、「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」に主として従事する者について、これらを適用労働者に含めるよう範囲の変更を求める。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね5分の4以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

特に関連する協力企業においては、コストダウンから賃金格差につながっており、事業の公正競争の確保により申出産業における労働者の生活安定からも、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

(2) 上記 3 (2) に主として従事する労働者がほとんどいないと把握しているため、範囲の変更を求めるものである。

5. 添付書類

- ① 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ② 最低賃金改正申出にあたっての疎明資料
- ③ 最低賃金改正の必要性に関する決議書及び申出代表に対する委任状

以 上

島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数 及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概況

事業所数	16
労働者数	3,194

2. 合意の効力の及ぶ労働者数

機関決定月日	機関決定を行った団体名	労働者数
5月28日	プロテリアル労働組合安来支部	2,068人
5月27日	渡部製鋼所労働組合	133人
6月11日	ダイハツメタル労働組合	535人
6月19日	ヒラタ工業労働組合	29人
7月7日	NTN鑄造労働組合	90人
5月26日	コダマ労働組合	22人
7月2日	イーグルハイキャスト労働組合	64人
6月19日	前川鑄工造機労働組合	36人
	8組合	2,977人

令和8年度島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金 改正申出にあたっての疎明資料

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2026春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の2026春季生活闘争における賃上げ結果

(1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
14,509円 (6.82%)	13,418円 (- %)	14,233円 (- %)	19,697円 (6.82%)

(2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
10,741円 (4.00%)	7,824円 (3.23%)	12,547円 (4.60%)	13,146円 (4.39%)

2026 年 7 月 14 日

島根労働局長
中村昭彦殿

松江市御手船場町 557-7

J A M 山陰

執行委員長 大菅 正樹

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

997 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

3. 申出の内容

- (1) 上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- (2) 上記2の最低賃金の適用労働者から除くこととされている「選別、検数、結束又は包装の業務」および、「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」に主として従事する者について、これらを適用労働者に含めるよう範囲の変更を求める。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 上記3(2)に主として従事する労働者がほとんどいないと把握しているため、範囲の変更を求めるものである。



5. 添付書類

- ① 機関決定の写し
- ② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等の写し
- ③ 申出代表者に対する委任書
- ④ 島根県におけるはん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲
- ⑤ 島根県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

以 上

令和8年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2026春季生活闘争結果（6月末集計）

連合島根加盟の地場組合(全産業)の賃上げ結果

	規模計	1～99人	100～299人	300人以上
	9,106円 (3.54%)	7,625円 (3.18%)	11,667円 (4.35%)	12,195円 (5.01%)
前年度	9,888円 (5.20%)	8,436円 (4.94%)	12,147円 (5.57%)	11,417円 (4.93%)

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

	規模計	1～99人	100～299人	300人以上
	8,498円 (-%)	5,330円 (-%)	11,489円 (-%)	11,934円 (-%)
前年度	7,680円 (-%)	5,433円 (-%)	10,237円 (-%)	11,710円 (-%)

島根県における
はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 島根県におけるはん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所と労働者の概数 (2026 年度適用使用者数及び適用労働者数)

事業所 107 事業所 労働者数 2,914 人

2. 上記のうち、最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

	団体名	労働者数
1	出雲造機労働組合	112 人
2	石見日東労働組合	36 人
3	エーエム工業労働組合	12 人
4	オーエム製作所労働組合 宍道支部	80 人
5	J U K I 松江労働組合	89 人
6	清和鉄工労働組合	34 人
7	中海地区金属産業労働組合	40 人
8	ホシザキ労働組合 島根支部	431 人
9	ヤスイ労働組合	42 人
10	リョーノーファクトリー労働組合	121 人
	10 団体	997 人

以上

令和8年7月 10日

島根労働局長
中村 昭彦 殿



松江市乃木福富町369
電機連合山陰地方協議会
島根地域協議会
議長 松本 均

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

6, 855名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

- (1) 上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- (2) 上記2の最低賃金の適用労働者から除くこととされている「選別、検数、結束又は包装の業務」および、「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」に主として従事する者について、これらを適用労働者に含めるよう範囲の変更を求める。

4. 申し出の理由

申し出産業においては、同種の基幹的労働者について、次のとおり産業別最低賃金の改正決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- (1) 県下の島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の企業規模間に賃金格差が存在しており、事業の公正競争を確保するため、当該産業別最低賃金の改正が必要である。
- (2) 当該産業は県内の主要産業であり雇用者が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。そして当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉が今春に行われ、4月以降金額改定されたこと。

また、地域最低賃金が慣例として毎年金額改定されている実情から、当該産業別最低賃金の改正を行うことが、事業の公正競争確保の上から必要であること。

- (3) 県内における当該産業に従事する労働者は多く、今回も「公正競争ケース」での申し出を行う。
(4) 上記3 (2) に主として従事する労働者がほとんどいないと把握しているため、範囲の変更を求めるものである。

5. 添付書類

①労働協約の写、②賃金の最低額に関する労使協定の写、③機関決定の写、④従業員組織の決議書の写、⑤申し出代表者に対する委任状、⑥それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または、使用者の範囲とその数及び、当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

以 上

島根県における島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲

1. 島根県における島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

事業所数 70
労働者数 7,938

2. 合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数(下記イ・ロ・ハの合計 6,855名)
イ. 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	パナソニックインダストリー(株)	パナソニックインダストリー労働組合 松江支部	201人
2	パナソニックソーラーシステム製造(株)	パナソニックソーラーシステム製造労働組合	249人
	2 事業所	2 労働組合	450人

ロ. 労働組合により最低賃金を改正することが必要であるとの
機関決定が行われた労働組合の構成員数の内訳

1	サン電子工業労働組合	366人
	1 労働組合	366人

ハ. 企業における親睦会・従業員組織において、
当該改正の申し出について合意する旨の決定が行われた労働者数の内訳

	事業所名	従業員組織の名称	決定の効力の及ぶ労働者
1	株式会社出雲村田製作所	出雲村田製作所 社員会	5,407人
2	株式会社島根富士通	島根富士通 社員会	632人
	2 事業所	2 組織	6,039人

令和8年度島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2026春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2026春季生活闘争における賃上げ結果

(1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
13,500円 (ー)	ー円 (ー)	ー円 (ー)	13,500円 (ー)

(2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
10,741円 (4.00%)	7,824円 (3.23%)	12,547円 (4.60%)	13,146円 (4.39%)

令和8年7月27日

島根労働局長
中村 昭彦 殿

松江市東津田町1083-1
自動車総連島根地方協議会
議長 藤原 一樹

申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、島根県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1, 114名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

- (1) 上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- (2) 上記2の最低賃金の適用労働者から除くこととされている「選別、検数、結束又は包装の業務」および、「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」に主として従事する者について、これらを適用労働者に含めるよう範囲の変更を求める。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、労働者数・工場出荷額・生産台数（売上高・販売台数）などから見て地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用・消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。



島根県内における自動車・同附属品製造業の事業所数と 労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 島根県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

事業所数 27
労働者数 1, 829

2. 上記の内、最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

事業所名	組 合 名	労働者数
① ヒラタ精機(株)	ヒラタ精機労働組合	309人
② ヒカワ精工	ヒカワ精工労働組合	110人
③ ワイテック(株)	ワイテック労働組合	86人
④ (株)広島アルミニウム工業	広島アルミニウム労働組合	291人
⑤ 島根イーグルユニオン	島根イーグルユニオン	147人
⑥ ハイレックス島根	ハイレックス島根労働組合	92人
⑦ (株)久保田鉄工所	久保田鉄工労働組合	79
	7労働組合	1, 114人

令和8年度島根県自動車・同附属品製造業最低賃金 改正申出にあたっての疎明資料

島根県自動車・同附属品製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2026春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2026春季生活闘争における賃上げ結果

(1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
－ 円 (－ %)	－ 円 (－ %)	－ 円 (－ %)	－ 円 (－ %)

(2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
10,741円 (4.00%)	7,824円 (3.23%)	12,547円 (4.60%)	13,146円 (4.39%)

令和8年7月 6 日

島根労働局長
中村 昭彦 殿

松江市西津田3丁目2-7
自動車総連島根地方協議会
販売部門連絡会

委員長 米原 大貴

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2, 086名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していること。島根県における自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者数は、2,086名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数は、1,139名である。

最も低い労働協約の金額	=	1, 105円/時間
現在適用されている法定最低賃金額	=	1, 069円/時間



4. 添付書類

- (1) 企業内最低賃金に関する協定書（写）
- (2) 申し出合意書及び委任書
- (3) 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数。

島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数 及び同意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

事業所数 203
労働者数 2,086人

2. 合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数

賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組 合 名	適用労働者数
1	島根日産自動車(株)	島根日産自動車労働組合	193人
2	(株)日産サティオ島根	日産サティオ島根労働組合	114人
3	島根トヨタ自動車(株)	島根トヨタグループ労働組合	580人
4	トヨタカローラ島根(株)	〃	
5	ネットトヨタ島根(株)	〃	
6	島根トヨタグループ(株)	〃	
7	島根トヨペット(株)	島根トヨペット労働組合	161人
8	(株)島根マツダ	島根マツダ労働組合	91人
	合 計		1,139人

令和8年度島根県自動車（新車）小売業 最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県自動車（新車）小売業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2026春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2026春季生活闘争における賃上げ結果

(1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
11,450円 (4.37%)	6,750円 (4.37%)	18,500円 (5.43%)	13,800円 (-%)

(2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
10,741円 (4.00%)	7,824円 (3.23%)	12,547円 (4.60%)	13,146円 (4.39%)

令和8年7月17日

島根労働局長
中村 昭彦 殿

松江市御手船場町557-7
UAゼンセン島根県支部

支部長 石川 昌中

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県総合スーパーマーケット、ホームセンター業の最低賃金の決定を次のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、総合スーパーマーケット、ホームセンター、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が総合スーパーマーケット、ホームセンターに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

ただし、次に掲げる者を除く。

(1)18歳未満または65歳以上の者

(2)雇入れ後6ヶ月未満のものであって、技術習得中の者。

(3)清掃または片付けの業務に主として従事する者。

労働者の数 3, 114名

2. 決定を申し出る最低賃金の件名

総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね33%の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

5. 添付する疎明書類

(1) 協定書および確認書



合意書および委任状

令和 8 年 5 月 22 日

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、島根県総合スーパーマーケット、ホームセンターの最低賃金の決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項の一切について、下記 1 の者に委任します。

記

1. 申請代表者

UA ゼンセン島根県支部

支部長 石川 昌平

2. 合意者

住 所 〒261-8515 千葉県美浜区中瀬1-5-1

氏 名 UAゼンセンイオングループ労働組合連合会
イオンリテールワーカーズユニオン

役職・氏名 中央執行委員長 中川 恭宏

以上

2026 年 5 月 22 日

UA ゼンセン島根県支部 御中

報告者：高橋 快成

事業所別人数

地域	事業所名	従業員数（人）
松江地域	イオンスタイル松江	291
	イオン菅田店	90
	イオンエクスプレス上乃木	18
出雲地域	イオンスタイル出雲	248
浜田地域	イオン大田店	159
	イオン益田店	90

以上

合意書および委任状

令和 8 年 6 月 / 日

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、島根県総合スーパーマーケット、ホームセンターの最低賃金の決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項の一切について、下記 1 の者に委任します。

記

1. 申請代表者

UA ゼンセン島根県支部

支部長 石川 昌平

2. 合意者

住 所 〒732-0057

広島県広島市東区二葉の里3丁目3-1

氏 名

全イズミ労働組合

役職・氏名

中央執行委員長

福田 浩久

以上

UA ゼンセン島根県支部

ご担当者 様

記入者：全イズミ労働組合 横井翔太

地域	人数
松江地域	0 名
出雲地域	194 名
浜田地域	129 名
益田地域	54 名

以上

特定最賃「総合スーパー・ホームセンター」に関する賃金格差疎明資料

(1) 産業・規模別全常用労働者「きまって支給する給与額（1人平均）」より

資料出所：令和8年4月毎月勤労統計調査地方調査月報（島根県）

集計区分：卸業・小売業

事業所規模	きまって支給する給与額 (1人平均) ※1	指数 (令和2年を 100とした)	指数 きまって支給する給与 額の実質賃金※2 ()内は前年同月比
5人以上	192,039 円	96.4	84.5 (▲4.5)
30人以上	190,926 円	99.1	86.9 (+1.2)
全産業計			
5人以上	249,567 円	105.7	92.6
30人以上	276,894 円	105.8	92.7

※1. きまって支給する給与額は常用労働者1人あたりの月平均額

※2. 実質賃金指数は名目賃金（現金給与総額）指数÷松江市消費者物価指数×100

(2) 産業別 短時間労働者1時間当たり賃金（男女計）より

資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（第13表）

集計区分：卸業・小売業

1) 産業別 短時間労働者1時間当たり賃金比較

産 業	1時間当たり 賃金	産 業	1時間当たり 賃金
卸業・小売業	1,268 円	不動産・賃貸業	1,389 円
建設業	1,596 円	学術研究・専門技術業	1,874 円
製造業	1,298 円	宿泊・飲食サービス業	1,234 円
電気・ガス・水道	1,814 円	生活関連・娯楽業	1,330 円
情報通信業	1,853 円	教育・学習支援業	2,541 円
運輸・郵便業	1,371 円	医療・福祉業	2,113 円
金融・保険業	1,829 円	全産業	1,518 円

2) 地域別（近隣県）規模別 短時間労働者 1 時間あたり賃金比較

規模 県名	10 人以上		1,000 人以上		100～999 人		10～99 人	
	1 時間 あたり 賃金	指数 ※	1 時間 あたり 賃金	指数	1 時間 あたり 賃金	指数	1 時間 あたり 賃金	指数
島根	1,121	100.0	1,143	100.0	1,129	100.0	1,091	100.0
広島	1,212	108.1	1,205	105.4	1,247	110.5	1,212	111.1
山口	1,188	106.0	1,257	110.0	1,184	104.9	1,111	101.8
鳥取	1,126	100.4	1,082	94.7	1,119	99.1	1,194	109.4

※指数は島根県を 1 0 0 とした

(3) 島根県中小企業における業種別平均昇給額（加重平均）より

資料出所：令和 7 年島根県中小企業労働事情実態調査（中小企業団体中央会）

集計区分：小売業

1) 全国および製造・非製造業との比較

	平均昇給額	前年比	昇給率（％）
全 国	10,646 円	+ 437 円	3.91
島根県全業種	10,496 円	+ 825 円	4.07
製造業	12,351 円	+ 4,018 円	4.99
非製造業	9,168 円	▲1,119 円	3.46

2) 島根県業種別平均昇給額（加重平均）

製造業種	昇給額	非製造業種	昇給額
食料加工	11,501 円	運輸	10,038 円
木材・木製品	11,491 円	建設	9,460 円
印刷	5,769 円	卸売	6,121 円
窯業・土石	9,837 円	小売り	7,582 円
金属	14,161 円	サービス関連	10,059 円
機械器具	21,807 円		

特定最賃「総合スーパー・ホームセンター」に関する賃金格差疎明資料

(1) 産業・規模別全常用労働者「きまって支給する給与額（1人平均）」より

資料出所：令和8年4月毎月勤労統計調査地方調査月報（島根県）

集計区分：卸業・小売業

事業所規模	きまって支給する給与額 (1人平均) ※1	指数 (令和2年を 100とした)	指数 きまって支給する給与 額の実質賃金※2 ()内は前年同月比
5人以上	192,039 円	96.4	84.5 (▲4.5)
30人以上	190,926 円	99.1	86.9 (+1.2)
全産業計			
5人以上	249,567 円	105.7	92.6
30人以上	276,894 円	105.8	92.7

※1. きまって支給する給与額は常用労働者1人あたりの月平均額

※2. 実質賃金指数は名目賃金（現金給与総額）指数÷松江市消費者物価指数×100

(2) 産業別 短時間労働者1時間当たり賃金（男女計）より

資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（第13表）

集計区分：卸業・小売業

1) 産業別 短時間労働者1時間当たり賃金比較

産 業	1時間当たり 賃金	産 業	1時間当たり 賃金
卸業・小売業	1,268 円	不動産・賃貸業	1,389 円
建設業	1,596 円	学術研究・専門技術業	1,874 円
製造業	1,298 円	宿泊・飲食サービス業	1,234 円
電気・ガス・水道	1,814 円	生活関連・娯楽業	1,330 円
情報通信業	1,853 円	教育・学習支援業	2,541 円
運輸・郵便業	1,371 円	医療・福祉業	2,113 円
金融・保険業	1,829 円	全産業	1,518 円

2) 地域別（近隣県）規模別 短時間労働者 1 時間あたり賃金比較

規模 県名	10 人以上		1,000 人以上		100～999 人		10～99 人	
	1 時間 あたり 賃金	指数 ※	1 時間 あたり 賃金	指数	1 時間 あたり 賃金	指数	1 時間 あたり 賃金	指数
島根	1,121	100.0	1,143	100.0	1,129	100.0	1,091	100.0
広島	1,212	108.1	1,205	105.4	1,247	110.5	1,212	111.1
山口	1,188	106.0	1,257	110.0	1,184	104.9	1,111	101.8
鳥取	1,126	100.4	1,082	94.7	1,119	99.1	1,194	109.4

※指数は島根県を 1 0 0 とした

(3) 島根県中小企業における業種別平均昇給額（加重平均）より

資料出所：令和 7 年島根県中小企業労働事情実態調査（中小企業団体中央会）

集計区分：小売業

1) 全国および製造・非製造業との比較

	平均昇給額	前年比	昇給率（％）
全 国	10,646 円	+ 437 円	3.91
島根県全業種	10,496 円	+ 825 円	4.07
製造業	12,351 円	+ 4,018 円	4.99
非製造業	9,168 円	▲1,119 円	3.46

2) 島根県業種別平均昇給額（加重平均）

製造業種	昇給額	非製造業種	昇給額
食料加工	11,501 円	運輸	10,038 円
木材・木製品	11,491 円	建設	9,460 円
印刷	5,769 円	卸売	6,121 円
窯業・土石	9,837 円	小売り	7,582 円
金属	14,161 円	サービス関連	10,059 円
機械器具	21,807 円		

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料No. 4

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料No. 4

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月14日(水)		10月29日(木)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月24日(火)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月25日(水)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		11月26日(木)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		11月30日(月)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月1日(火)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月2日(水)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月4日(金)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月7日(月)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月8日(火)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月9日(水)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月11日(金)		12月22日(火)		1月21日(木)
11月24日(火)		12月9日(水)		12月14日(月)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月15日(火)		12月24日(木)		1月23日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料No. 4

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
11月26日(木)		12月11日(金)		12月16日(水)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		12月18日(金)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		12月21日(月)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		12月22日(火)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		12月23日(水)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		12月25日(金)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		12月28日(月)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月4日(月)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月5日(火)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月8日(金)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月12日(火)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月13日(水)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月14日(木)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月18日(月)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月19日(火)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月20日(水)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月2日(土)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		1月22日(金)		2月2日(火)		3月4日(木)
1月5日(火)		1月20日(水)		1月25日(月)		2月3日(水)		3月5日(金)
1月6日(水)		1月21日(木)		1月26日(火)		2月4日(木)		3月6日(土)
1月7日(木)		1月22日(金)		1月27日(水)		2月5日(金)		3月7日(日)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料No. 4

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
1月8日(金)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月9日(土)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月10日(日)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月11日(月)		1月26日(火)		1月29日(金)		2月9日(火)		3月11日(木)
1月12日(火)		1月27日(水)		2月1日(月)		2月10日(水)		3月12日(金)
1月13日(水)		1月28日(木)		2月2日(火)		2月12日(金)		3月14日(日)
1月14日(木)		1月29日(金)		2月3日(水)		2月15日(月)		3月17日(水)
1月15日(金)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月16日(土)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月17日(日)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月18日(月)		2月2日(火)		2月5日(金)		2月17日(水)		3月19日(金)
1月19日(火)		2月3日(水)		2月8日(月)		2月18日(木)		3月20日(土)
1月20日(水)		2月4日(木)		2月9日(火)		2月19日(金)		3月21日(日)
1月21日(木)		2月5日(金)		2月10日(水)		2月22日(月)		3月24日(水)
1月22日(金)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月23日(土)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月24日(日)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月25日(月)		2月9日(火)		2月15日(月)		2月25日(木)		3月27日(土)
1月26日(火)		2月10日(水)		2月16日(火)		2月26日(金)		3月28日(日)
1月27日(水)		2月12日(金)		2月17日(水)		3月1日(月)		3月31日(水)
1月28日(木)		2月12日(金)		2月17日(水)		3月1日(月)		3月31日(水)